

第二次下野市行政改革大綱策定方針 (案)

平成21年7月

下 野 市

1 行政改革大綱策定の趣旨

下野市は、平成 18 年 1 月 10 日に南河内町・石橋町・国分寺町の 3 町合併によって誕生し、その直後から「下野市行政改革大綱」「下野市行政改革大綱実施計画」の策定とその実施項目の実行を通じて、合併後の行政のスリム化に努めてきた。

一方、地方財政を取り巻く状況は依然として厳しい状況にあり、合併に伴う財政上の支援（地方交付税の合併算定特例など）も縮小、終了が近づきつつあるなど、今後ますます厳しさが増加することが予想される。

このような状況の中で、下野市においては新庁舎建設など大型の公共事業が予定されており、現在実施されている事務事業をそのまま踏襲しながら新規事業に着手する（「あれもこれも」）ことは難しくなりつつあり、今後は行政組織の一層のスリム化・効率化を図るとともに、真に効果のある事業に行財政の資源を投入する（「あれかこれか」）ことへの大胆な転換が求められている。

現行の下野市行政改革大綱においても、基本方針に「財政の健全性維持」「大事業の実施に耐えうる歳出の改革」「民間活力等新たな担い手の確保」が掲げられおり、このような問題意識は、すでに市の政策として明確に位置づけられている。

これまでは、合併後の市の行政運営体制の確立を図りながら、庁内の意思決定機能の強化や各種施設の運営方法の見直し、さらに市民による行政改革推進委員会の設置、第三者評価の実施など具体的な取り組みに着手している。今後は、これら形作られた取り組みをより一層充実しながら、「質の向上」の側面から行政改革の成果を上げていくことが求められている。

これらの背景を踏まえ、現行の下野市行政改革大綱の取り組みを継承しながら、今後の行政改革の推進において「道しるべ」となる新たな第二次下野市行政改革大綱を策定し、行政組織のスリム化・効率化と各種事業の見直しを通じたより一層の行政改革の「質の向上」を目指すものである。

2 行政改革の基本方針

下野市の誕生から 3 年が経過する過程で、地方行財政は大きな制度変更が一段落し安定的に推移していると考えられる。しかし、国・地方を通じた歳入・歳出の不均衡はますます増大し、地方交付税など国の地方財政施策も臨時的な取り組みによって支えられており、合併支援策としての地方交付税の増額分（合併算定換の特例）も減少していくことが確実な状況にある。

こうした状況の下、今後は市自らが責任を持って行財政の持続性を担保していくためには、不要、重複事業の改廃など、事務事業について不断の見直しを推進するとともに、3 庁舎に分散し非効率な面を残す行政組織のスリム化と効率的な運営を

推進し、これらを通じた財政の健全性を維持することが求められる。こうした取り組みを実行するためには、行財政運営体制の一層の充実と職員の資質向上に努め、行財政の持続性に責任が持てる体制を確立する必要がある。厳しい行政改革を推進するためには、市民・議会の理解を得ていくことは必要不可欠であり、行政情報の市民との共有・透明性の拡大はもとより、市民とともに行政改革を進める参加型の行政運営を一層推進する必要がある。

これらの観点にたつて、本市の行政改革を進める新たな指針となる「第二次下野市行政改革大綱及び同実施計画」を策定するものとする。

3 行政改革の重点項目

本市の行政改革の推進にあたっては、現行の下野市行政改革大綱の取り組みを一層推進するとともに「質の向上」を図るという観点から、以下の6項目を重点事項として位置づけ、取り組みを行っていくものとする。

事務事業・行政サービスの見直しと経営改善

受益と負担の見直しと協働の推進

組織人員の見直しと行政運営体制の充実

財政改革の推進

市民と行政の対話の推進

広域的な行政の推進

4 構成及び推進期間

構成

本大綱の構成は総論編と各論編とし、総論編において現状に基づく今後の基本的な方針等を定め、各論編は、それに基づく個別具体的な実施事項をまとめた実施計画とする。

推進期間

推進期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間とする。

5 推進体制

行政改革推進委員会

行政改革大綱の策定及び行政改革全般について、広く意見を求める。

行政改革推進本部

推進本部

行政改革大綱の策定及び行政改革全般について審議する。

幹事会

行政改革大綱及び実施計画の原案を策定するため、次の事項を審議、調査する

- (ア) 行政改革大綱及び同実施計画の原案策定
- (イ) 行政改革推進方策の調査及び検討

推進委員

行政改革に係る調査事務等を行う。

6 大綱の進行管理

本大綱の進行管理については、各論編である実施計画において行うこととし、当該計画に記載された各事項について進捗状況をとりとまとめ、行政改革推進本部会議における検討後、行政改革推進委員会に報告するとともに、適宜市民に公表するものとする。

なお、実施計画は下野市行政改革推進本部を中心に全職員が取り組み、下野市行政改革推進委員会の意見を聞きながら推進するものとする。また、広報、ホームページを通じて、市民へ進捗状況等の報告を行う。

下野市行政改革推進体制

